藻類

目 次

本邦北部産海藻の光合成一温度特性とその季節変化畑	正好	• 横	浜原	継	1
マレーシア熱帯海域における海藻中の紫外線吸収物質 334 の含量					
の比較研究P. M. シバリンガ	4 · N	1. W	.R.	N.	
デ シルバ・K. ラジャゴハ	ペラン	• 西	澤一	俊	8
カクレスジ (紅藻, コノハノリ科) について三	上	日	出	夫	13
ウミトラノオの胚発生機構の解析 Π 幼胚の分裂と仮根細胞					
の形成について大森長	·朗·	宮崎	志津	子	20
島根県産タカツキヅタの遊走細胞について	·梶	村	光	男	25
総説		¥3			
アルギンの利用について	·西	出	英	-	29
ノート					
珪藻の被殼の条線数の測定法					38
藻類分布 資料					19
新刊紹介					
学 会 録 事				•••	40

日本藻類学会々則

第1条 本会は日本藻類学会と称する。

第2条 本会は薬学の進歩普及を図り、併せて会員相互の連絡並に親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。

1. 総会の開催(年1回) 2. 藻類に関する研究会,講習会,採集会等の開催 3. 定期刊行物の発刊 4. その他前条の目的を達するために必要な事業。

第4条 本会の事務所は会長が適当と認める場所におく。

第5条 本会の事業年度は1月1日に始まり、同年12月31日に終る。

第6条 会員は次の4種とする。

1. 普通会員(藻類に関心をもち、本会の趣旨に賛同する個人で、役員会の承認するもの)。

2. 団体会員(本会の趣旨に賛同する団体で、役員会の承認するもの)。

- 3. 名誉会員 (薬学の発達に貢献があり、本会の趣旨に賛同する個人で、役員会の推薦するもの)。
- 4. 賛助会員(本会の趣旨に賛同し、賛助会員会費を納入する個人又は団体で、 役員会の推薦するもの)。
- 第7条 本会に入会するには,住所,氏名(団体名),職業を記入した入会申込書を 会長に差出すものとする。
- 第8条 普通会員は毎年会費3000円(学生は半額)を前納するものとする。但し、名誉会員(次条に定める名誉会長を含む)は会費を要しない。外国会員の会費は4000円とする。団体会員の会費は4000円とする。費助会員の会費は1口10.000円とする。
- 第9条 本会には次の役員を置く。会 長 1名。 幹 事 若干名。 評議員 若干名。 会計監事2名。 役員の任期は2ヶ年とし重任することが出来る。但し、会長と評議員は引続き3期選出されることは出来ない。役員選出の規定は別に 定める。(付則第1条~第4条) 本会に名誉会長を置くことが出来る。

第10条 会長は会を代表し、会務の全体を統べる。幹事は会長の意を受けて日常の 会務を行う。会計監事は前年度の決算財産の状況などを監査する。

第11条 評議員は評議員会を構成し、会の要務に関し会長の諮問にあずかる。評議

員会は会長が招集し、また文書をもって、これに代えることが出来る。

第12条 1. 本会は定期刊行物「藻類」を年4回刊行し、会員に無料で頒布する。 2.「藻類」の編集・刊行のために編集委員会を置く。 選営などについては別に定める内規による。 3. 編集委員会の構成・

(付 則)

第1条 会長は国内在住の全会員の投票により、会員の互選で定める(その際評議 員会は参考のため若干名の候補者を推薦することが出来る)。 幹事は会長が会員中 よりこれを指名委嘱する。会計監事は評議員会の協議により、会員中から選び総会 において承認を受ける。

第2条 評議員選出は次の二方法による。

1. 各地区別に会員中より選出される。その定員は各地区1名とし、会員数が50名を越える地区では50名までごとに1名を加える。

2. 総会において会長が会員中より若干名を推薦する。但し、その数は全評議員 の1/3を越えることは出来ない。

地区割は次の7地区とする。北海道地区。東北地区。関東地区(新潟,長野,山梨を含む)。中部地区(三重を含む)。近畿地区。中国・四国地区。九州地区(沖縄を含む)。

第3条 会長,幹事及び会計監事は評議員を兼任することは出来ない。

第4条 会長および地区選出の評議員に欠員を生じた場合は、前任者の残余期間次 点者をもって充当する。

第5条 会員がバックナンバーを求めるときは各号750円とし、非会員の予約購読料は各号1500円とする。

第6条 本会則は昭和51年1月1日より改正施行する。